

## 学校において予防すべき感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、ご家庭でゆっくりと休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等のご厚意により、学校の発行する証明書に記載していただける場合は、別紙「罹患証明書」への記入をお願いしてください。但し、学校発行の証明書でも基本的には費用の負担が生じます。

証明書は、学級担任へ提出してください。

記

## 【学校において予防すべき感染症の種類】

|     | 疾病名   | 出席停止の期間                                    |
|-----|---|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで                                     |
| 第2種 | インフルエンザ   | 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで                   |
|     | 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで          |
|     | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで           |
|     | 麻疹(はしか)   | 解熱した後3日を経過するまで                             |
|     | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
|     | 風しん   | 発しんが消失するまで                                 |
|     | 水痘(みずぼうそう)  | 全ての発しんがかさぶたになるまで                           |
|     | 咽頭結膜熱   | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                        |
|     | 結核<br>髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで        |
| 第3種 | 腸管出血性大腸菌感染症<br>流行性角結膜炎<br>急性出血性結膜炎<br>その他の感染症(感染性胃腸炎は、医師の診断による)                           |  |

主治医 様

熊本県立岱志高等学校定時制  
年 氏名

---

学校へ提出しますので、証明をよろしくお願ひします。

罹患証明書

1 診断名

2 出席停止を要する(要した)期間

令和 年 月 日 曜 から

令和 年 月 日 曜 まで

3 その他の指示事項

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印